

平成22年度
イノベーション推進事業
「産業技術実用化開発助成事業」
「研究開発型ベンチャー技術開発助成事業」
「次世代戦略技術実用化開発助成事業」

新エネルギーベンチャー技術革新事業
「フェーズC(実用化研究開発)」

公募要領

- I 概要編
- II 別添集

公募受付締切 平成22年5月17日(月)15:00まで

【ご注意】

1. 本事業は平成22年度政府予算案を前提として公募を行うため、成立した予算の内容に応じて変更があり得ます。
2. 本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請と、NEDOへの申請書類(提出書類一式及び電子ファイル)の提出が必要です。当該システムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。
なお、e-Radのシステム上、「イノベーション推進事業」と「新エネルギーベンチャー技術革新事業」は別事業として登録されていますので、入力の際お間違えのないようお願いいたします。

※e-Radによる申請手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、充分留意ください。

詳細は11ページの6-1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※1)による申請をご覧ください。

平成22年3月
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
研究開発推進部

目次

I 概要編 P 2

1. 事業の概要
2. 応募の要件と留意点
3. 禁止事項及び不正防止について
4. 事業期間及び助成対象費用
5. 前回の公募結果
6. 申請の手続き、日程
7. 助成事業の選定について
8. 採択事業について
9. その他

II 別添集 P26

- (別添1) 科学技術基本計画の重点化指針等
- (別添2) 技術キーワード(分野別)
- (別添3) 専門学術分野キーワード
- (別添4) 労務費算定方式について
- (別添5) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募の流れについて

※交付金申請書記入様式を、別途公募のWEBページに公開(Word版、Excel版)していますので、申請書作成にはこちらをご利用ください。

申請書類作成の流れ

I 概要編で事業を理解し、申請内容を検討



記入様式(別途WEBサイトで配布)を読んで書式を理解し、ダウンロードした雛形に記入



公募要領に従って提出物をそろえる→提出:締切平成22年5月17日(月)

I 概要編

1. 事業の概要
 - 1-1. 目的
 - 1-2. 事業の仕組み
2. 応募の要件と留意点
 - 2-1. 実用化開発の区分
 - 2-2. 助成対象事業の要件
 - 2-3. 助成対象事業者の要件
 - 2-4. 新成長戦略や法規制等への対応等に係る技術開発に関する留意点
 - 2-5. 国際共同研究体制に関する留意点
 - 2-6. 過去に実施したイノベーション推進事業の実用化状況に関する留意点
3. 禁止事項及び不正防止について
 - 3-1. 本事業内の重複申請
 - 3-2. 重複助成の排除
 - 3-3. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応
 - 3-4. 研究活動の不正行為への対応
 - 3-5. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口
4. 事業期間及び助成対象費用
 - 4-1. 事業期間、助成率及び助成金の額
 - 4-2. 助成対象費用
5. 前回の公募結果
6. 申請の手続き、日程
 - 6-1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請
 - 6-2. 申請書類
 - 6-3. 申請書の様式
 - 6-4. 申請に関する注意
 - 6-5. 受付期間
 - 6-6. 問い合わせ先
 - 6-7. 公募説明会
7. 助成事業の選定について
 - 7-1. 選定方法
 - 7-2. 審査事項
 - 7-3. 採否の決定の通知
8. 採択事業について
 - 8-1. 申請内容の公表
 - 8-2. 交付決定の取り消し
 - 8-3. 助成金の支払い
 - 8-4. 取得財産の管理
 - 8-5. 事業期間終了後
9. その他
 - 9-1. 中小企業技術革新制度(SBIR)
 - 9-2. 申請情報の管理
 - 9-3. 個人情報について

平成22年度 イノベーション推進事業
「産業技術実用化開発助成事業」
「研究開発型ベンチャー技術開発助成事業」
「次世代戦略技術実用化開発助成事業」

平成22年度 新エネルギーベンチャー技術革新事業
「フェーズC(実用化研究開発)」
に係る助成対象事業の募集について
＜公募要領＞

平成22年3月19日
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という)は、平成22年度に実施する「イノベーション推進事業」(産業技術実用化開発助成事業、研究開発型ベンチャー技術開発助成事業、次世代戦略技術実用化開発助成事業)及び「新エネルギーベンチャー技術革新事業」(フェーズC(実用化研究開発))として、以下の要領で平成22年度の助成対象事業の公募を行います。

なお、本事業は平成22年度政府予算案を前提として公募を行うため、成立した予算の内容に応じて変更があり得ます。

1. 事業の概要

1-1. 目的

(1)イノベーション推進事業

我が国経済社会の持続的な発展を達成するためには、技術経営力を伴う産業技術力を強化し、社会的ニーズに対応する技術課題への重点的な取組みを促進し、大学等の技術シーズの活用も図りながら、新市場の開拓を可能とする技術開発成果を実用化して社会に普及することが重要な課題です。

このため本事業では、優れた先端技術シーズや大学等の技術シーズを実用化に効率的に結実させることを通じて、我が国技術水準の向上、イノベーションの促進を図るため、優れた技術の実用化開発に対し助成を行うことを目的とします

併せて、事業者が技術を新たな価値創造に結びつける経営意識をもって研究開発の成果を事業戦略上活用することを推進します。

(2)新エネルギーベンチャー技術革新事業「フェーズC(実用化研究開発)」

我が国におけるエネルギーの効率性を飛躍的に高め、エネルギー源の多様化を実現する「革新的なエネルギー高度利用技術」の開発と利用を強化するため、太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギー及び燃料電池等、特に導入を促進すべきエネルギー分野に関して、重点的に支援を行うことが重要です。

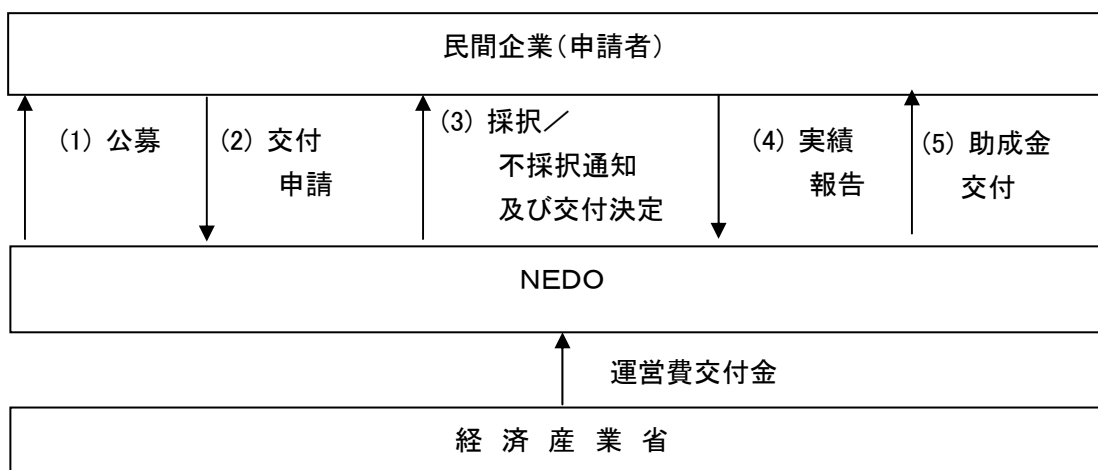
なかでも、ベンチャービジネスの参入促進や周辺関連産業の育成などによって、石油代替エネルギーの産業構造に厚みを増し、新エネルギー産業全体としての経済性の向上を図ることが重要です。

このために中小・ベンチャー企業等が保有している潜在的技術シーズを活用した技術開発の推進を支援するとともに、市場からベンチャーキャピタル等の資金を呼び込む仕組みを組み込み、新事業の創成と拡大等を支援することを目的とします。

フェーズC(実用化研究開発)では、事業化可能性の高い技術基盤を保有しているベンチャー・中小企業が実施する事業化に向けて必要となる実用化技術の研究、実証研究等を支援します。

1-2. 事業の仕組み

- (1) NEDOは、科学技術基本計画において示された重点化指針等に対応した技術課題に係る助成対象事業を公募します。
- (2) 助成を希望する民間企業等の事業者から、助成金交付申請書を提出していただきます。
- (3) NEDOは、審査委員会(外部の専門家や有識者)による評価を経て採択(交付決定)／不採択を決定し、その結果を通知します。
- (4) 事業における助成金の交付は、採択された事業者より助成期間終了後提出していただく実績報告書に基づき精算払いを行うことを原則とします。



公募情報のWEBページ

<https://app3.infoc.nedo.go.jp/informations/koubo/koubo/CA/jitsuyou/nedokouboplace.2010-02-18.6774818326/nedokoubo.2010-03-05.1734249441/>

2. 応募の要件と留意点

2-1. 実用化開発の区分

(1) イノベーション推進事業

実用化開発の区分は、科学技術基本計画において示された重点推進分野及び推進分野等に対応した新たな産業・雇用創出に資する技術課題であって、以下の8分野(別添1参照)が対象となります。ただし、ヒトクローンや研究開発等に伴う治験行為等の経済産業省所管以外の技術開発及び原子力に関する技術開発を除きます。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① ライフサイエンス分野 | ② 情報通信分野 |
| ③ 環境分野 | ④ ナノテクノロジー・材料分野 |
| ⑤ エネルギー分野 | ⑥ 製造(ものづくり技術)分野 |
| ⑦ 社会基盤分野 | ⑧ フロンティア分野 |

(2) 新エネルギーベンチャー技術革新事業「フェーズC(実用化研究開発)」

エネルギー分野への申請のうち、以下の4区分の技術分野が対象となります。

- | | |
|--------------|---------------------|
| [1] 太陽光発電 | [2] バイオマス |
| [3] 燃料電池・蓄電池 | [4] 風力発電その他未利用エネルギー |

2-2. 助成対象事業の要件

助成対象事業としては、次の要件を満たすことが必要です。

(1) イノベーション推進事業(ただし、次世代戦略技術実用化開発助成事業を除く)及び新エネルギーベンチャー技術革新事業「フェーズC(実用化研究開発)」

- ① 事業期間終了後3年以内で実用化が可能な具体的な計画を有すること。
- ② 事業期間終了後1年以内までに、サンプル出荷等ユーザーからの評価を受けることが可能となる計画であること。
(注) 事業期間中におけるサンプル出荷等(ユーザーからの評価を本申請に係る技術開発にフィードバックし、役立てるために行うもの)については、無償または製造原価にて実施するものとする。
- ③ 助成対象事業が、(別添1)に示す科学技術基本計画の重点化指針等に示されている社会的目標、および技術開発課題を達成するために十分に有効な実用化開発を行うものであること。
- ④ 助成対象事業が、新規産業の創造に資する実用化開発を行うものであること。

(2) 次世代戦略技術実用化開発助成事業(イノベーション推進事業)

- ① 事業期間終了後5年以内で実用化が可能な具体的な計画を有すること、あるいは、事業期間内に「事業期間終了後5年以内の事業計画」に関する実用化調査を実施することが明確であること。
- ② 助成対象事業が、(別添1)に示す科学技術基本計画の重点化指針等に示されている社会的目標、および技術開発課題を達成するために十分に有効な実用化開発を行うものであること。
- ③ 助成対象事業が、次世代に向けた技術のブレークスルーを目指す革新的な実用化技術開発を実施するものであり、もって新規産業の創造に資する実用化開発を行うものであること。

(注) 実用化とは販売又はライセンスアウト等により収入が発生することを言います。

2-3. 助成対象事業者の要件

助成対象事業者としては、次の①～⑥の要件を満たすことが必要です。なお、産業技術実用化助成事業（イノベーション推進事業）にあつては⑦、研究開発型ベンチャー技術開発助成事業（イノベーション推進事業）及び新エネルギーベンチャー技術革新事業「フェーズC（実用化研究開発）」にあつては⑧の要件も満たすことが必要です。

- ①日本に登記されている民間企業、技術研究組合等であつて、当該事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。
- ②助成対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ③助成対象事業を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な財務的基礎を有すること。
- ④助成対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑤助成対象事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
- ⑥技術に関する研究及び開発の成果を経営において他の経営資源と組み合わせて有効に活用するとともに、将来の事業内容を展望して研究及び開発を計画的に展開する能力（以下「技術経営力」という。）を有することにより、イノベーションを実現する可能性を有する者であること。
- ⑦民間企業においては資本金 300 億円未満であること。
- ⑧申請時において設立 10 年以内の中小企業者（※ i または※ ii のいずれかの要件を満たす者）であること。

※ i) 「中小企業者」としての企業（中小企業基本法等に定められている「中小企業」の定義）

下表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかを満たす企業であつて、みなし大企業（注2）に該当しないもの。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数) (注1)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注1) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない。

(注2) 本事業において、「みなし大企業」とは、以下のものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(注3)の所有に属して

いる企業

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(注3)の所有に属している企業

(注3)大企業とは、上の表のいずれかに該当する企業以外の者であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※ii)「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいう。

イ)技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が上記i)の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの

ロ)イ)のほか、産業技術力強化法施行令第6条第1項第2号ハに規定する事業協同組合等

2-4. 新成長戦略や法規制等への対応等に係る技術開発に関する留意点

「新成長戦略(基本方針)」(平成21年12月30日閣議決定)では、強みを活かす成長分野として、「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」や「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」を推進することとされています。また、環境汚染物質対策等の環境関連分野においては、法律に基づく国の規制強化と、それに対応する技術の開発が不可欠です。関連する研究開発が実施されることにより、これらの問題が解決するとともに、関連する技術分野における国際競争力の向上や新規産業の創出等の効果が期待されます。

平成22年度公募においては、これら戦略に対応した分野や法規制に対応した技術開発について加点する場合があります。

2-5. 国際共同研究体制に関する留意点

今後のイノベーションには異分野、ボーダレス要素技術の融合が不可欠です。研究開発は、複雑な技術的多様性、研究活動のグローバル化及び製品サイクルの加速化に伴い、異分野の要素技術の融合、海外を含めた外部イノベーション資源の取り込みや変化に対応したイノベーションの加速が重要です。このため、海外の公的資金の支援を受けている又は受けようとしている海外の企業等との戦略的な連携のもと国際共同研究体制を構築している場合又はジャパン・スペインイノベーションプログラム(JSIP)により認証されている場合は、加点する場合があります。

* 海外の連携先機関で発生する費用は原則として本助成事業の対象外です。

2-6. 過去に実施したイノベーション推進事業(注)の実用化状況に関する留意点

過去に実施したイノベーション推進事業の実用化状況について、企業化状況報告書等の内容に基づき審査します。また審査の過程で実用化状況に関するヒアリング等を行うことがあります。

(注)平成19年度はイノベーション実用化助成事業、平成18年以前は大学発事業創出実用化研究開発事業及び産業技術実用化開発助成事業として実施。なお、大学発事業創出実用化研究開発事業についても確認の対象とします。

3. 禁止事項及び不正防止について

3-1. 本事業内の重複申請

同一事業者が複数の申請をすることは可能です。ただし、同一テーマで産業技術実用化開発助成事業、研究開発型ベンチャー技術開発助成事業、次世代戦略技術実用化開発助成事業及び新エネルギーベンチャー技術革新事業「フェーズC(実用化研究開発)」に同時に申請することはできません。

3-2. 重複助成の排除

「申請者」、「共同研究先」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本助成事業の対象とせず、採択を行いません。

(注)「不合理な重複」とは、同一の申請者(研究者)による同一の研究開発課題(助成金が配分される研究開発の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の助成金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究開発課題について、複数の助成金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の助成金と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究開発課題の間で、研究開発費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

「過度の集中」とは、一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないうほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

- ① 同一の研究開発課題についてすでに他の助成金等を受けている場合、本事業への申請はできませんが、応募中の他の助成金等と同時に応募することは可能です(ただし下記②に留意のこと)。
- ② 応募時に、他府省を含む他の助成金等の応募・受入状況(制度名、申請者名、研究開発課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ③ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省等、助成金担当課(独立行政法人である資金配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。
- ④ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募(採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)(※1)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

(※1)府省共通研究開発システム(e-Rad)に関しては、「6. 申請の手続き、日程」を参照してください。

なお、申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

3-3. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2)に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1)「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html>

(※2)「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDOホームページ <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

(1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 「不正な使用」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降2～5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。)
- ③ 「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。)
- ④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤ 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①～③の措置を講じることがあります。

(2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の(補助/契約)に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようになしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

3-4. 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※3) 研究不正指針についてはこちらをご参照ください: 経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html>

(※4) 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください: NEDOホームページ

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

(1) 本事業において不正行為があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間: 不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2~10年間)
- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間: 責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1~3年間)
- ④ 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤ NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

(2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

3-5. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

電話番号 : 044-520-5131

FAX番号 : 044-520-5133

電子メール : helpdesk-2@nedo.go.jp

ホームページ : <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

(電話による受付時間は、平日 : 9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)

4. 事業期間及び助成対象費用

4-1. 事業期間、助成率及び助成金の額

(1) イノベーション推進事業

①事業期間は原則として、交付決定通知書に記載する事業開始の日から平成24年2月28日までとします。ただし、次世代戦略技術実用化開発助成事業に限り、延長による開発効果の向上に著しい効果が見込まれると認められるものについては1年延長する場合があります。

②事業期間は年度ごとの助成期間からなり、複数年度の交付決定を行います。

③助成率は、次のとおりとします。

i) 産業技術実用化開発助成事業

1 / 2 以内

ii) 研究開発型ベンチャー技術開発助成事業

2 / 3 以内

iii) 次世代戦略技術実用化開発助成事業

2 / 3 以内 (ただし、大企業は1 / 2 以内)

④助成金は、次のとおりとします。

i) 産業技術実用化開発助成事業及び ii) 研究開発型ベンチャー技術開発助成事業

年間5千万円程度まで(新規提案時の下限は初年度1千万円)とします。

ただし、革新的な技術であり、かつ、成果の実用化による新規市場創出効果が相当程度大きい申請については、1億円程度まで認められる場合もあります。

iii) 次世代戦略技術実用化開発助成事業

助成金は年間1億円程度まで(新規提案時の下限は初年度1千万円)とします。

(2) 新エネルギーベンチャー技術革新事業「フェーズC(実用化研究開発)」

①事業期間は原則として、交付決定通知書に記載する事業開始の日から1年間程度とします。

②事業期間は年度ごとの助成期間からなり、複数年度の交付決定を行います。

③助成率は、次のとおりとします。

2 / 3 以内

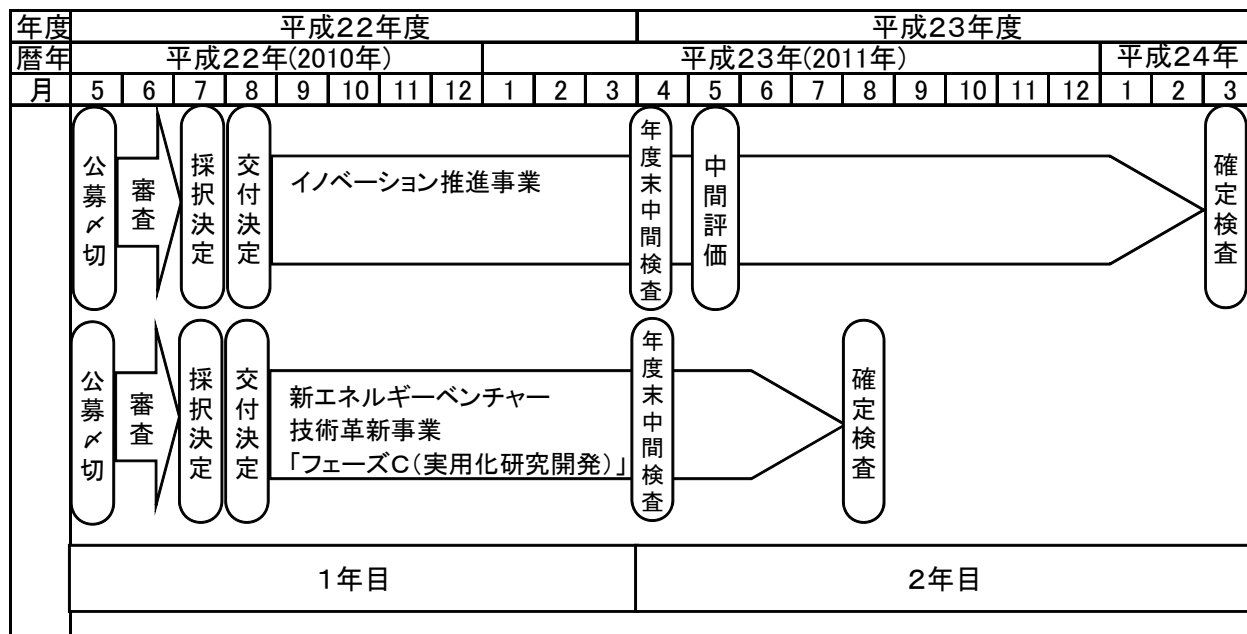
④助成金は5千万円以内(下限は1千万円)とします。

(注) 申請いただきました必要経費について個別に精査し、審査を行います。なお、採択された場合であっても、審査の結果、経費の計上について変更が生じることがありますので、あらかじめご了承ください。

平成22年度公募事業概要

事業名称	イノベーション推進事業			新エネルギーベンチャー 技術革新事業「フェーズC (実用化研究開発)」
	産業技術実用化助成事業	研究開発型ベンチャー技術開発助成事業	次世代戦略技術実用化開発助成事業	
助成対象となる技術区分	重点8分野 ① ライフサイエンス分野、② 情報通信分野、③ 環境分野、④ ナノテクノロジー・材料分野、⑤ エネルギー分野、⑥ 製造(ものづくり技術)分野、⑦ 社会基盤分野、⑧ フロンティア分野			[1] 太陽光発電、 [2] バイオマス、 [3] 燃料電池・蓄電池、 [4] 風力発電その他未利用エネルギー
対象事業	事業終了後3年以内に 実用化可能な技術開発	事業終了後3年以内に 実用化可能な技術開発	事業終了後5年以内に 実用化可能な技術開発	事業終了後3年以内に 実用化可能な技術開発
対象事業者	民間企業等(資本金300 億円未満)	民間企業等(設立10年以 内の中小企業者)	民間企業等	民間企業者等(設立10年 以内の中小企業者)
対象期間	平成24年2月28日まで (交付決定から2年以内)	平成24年2月28日まで (交付決定から2年以内)	平成24年2月28日まで (交付決定から2年以内) ※必要に応じて1年間の 延長が認められる場合あり	平成23年7月31日まで (交付決定から1年間程 度)
助成率	1/2以内	2/3以内	2/3以内 (大企業は1/2以内)	2/3以内
助成金額	5000万円程度/年度 ※1億円程度/年度まで 認められる場合あり ※下限は初年度1千万円	5000万円程度/年度 ※1億円程度/年度まで 認められる場合あり ※下限は初年度1千万円	1億円程度/年度 ※下限は初年度1千万円	5000万円以内 ※下限は1千万円

平成22年度及び平成23年度の事業スケジュール



4-2. 助成対象費用

助成の対象となる費用は、当該技術開発に直接必要な費用のうち、この事業に専用として使用する(汎用のもの、この事業以外にも使用するものは助成対象外です)、機械装置等費、その他経費、共同研究費及び労務費です。費目ごとの内容は次のとおりです。

I. 機械装置等費 (生産設備は対象外)

1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。

2. 機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、改造等に要する経費。

II. その他経費

1. 消耗品費

技術開発の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

2. 旅費

技術開発を実施するために特に必要とする研究員の旅費、滞在費、交通費及び学会参加費。

3. 外注費

技術開発の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。

4. 諸経費

上記の1～3以外の経費で、助成事業の実施に特に必要と認められる経費。

技術開発を行うために直接必要な文献購入費、光熱水料、コンピュータ使用料、試料分析鑑定費、試作品運搬費、等必要な経費。

III. 共同研究費

助成事業のうち、共同研究契約等に基づき学術機関等が行う技術開発に必要な経費。

① 「学術機関等」とは、「国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関」を言います。

② 交付決定時における助成金総額の50%未満を対象とします。

③ 本費用を計上する場合は、費目別の内訳も提示していただきます。その際、以下の点にご留意ください。

・申請者の従業員を当該学術機関等に出向させる場合の当該出向者の労務費を、この共同研究費の中に計上することはできません。

・学術機関等が購入する機械設備等の費用をこの共同研究費の中に計上することはできませんが、この場合は、「当該設備の処分制限の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に沿って使用する」旨の文言を共同研究契約等に挿入してください。

・学術機関等において発生する本事業の直接経費の10%(大学は15%)を上限として間接経費も助成対象とします。

④ 民間企業との共同研究費及び委託費は、対象外となります。

IV. 労務費

1. 研究員費

技術開発職員及び工員等実用化開発に直接従事する職員に対する人件費。ユーザニーズ

の調査、生産インフラの検討など本申請に係る技術開発成果の事業化を目的とした業務を含む。

2. 補助員費

助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、上記 A) 研究員費に含まれるものを除く。)

※補助員単価は、補助員1人あたり 9,600 円/日を上限とする。また、当該補助員が健保等級を有する場合は、10,800 円/日を上限とする。

① 申請書作成時の積算方法

A 健康保険等級に基づく労務費単価を用いて労務費を算定してください。

※健康保険等級に基づく労務費単価の考え方については、下記サイトをご参照ください。

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual/jimushori/h21/p85-116.pdf>

B ※研究開発労務費率により労務費を算定してください。

算出方法は、Ⅰ. 機械装置等費、Ⅱ. その他経費、Ⅲ. 共同研究費の合計値に、25%(研究開発労務費率20%算定率)を乗じた金額とします。

上記A及びBによる算定値を比較し、いずれか低い額を労務費の助成対象費用として計上することができます。(労務費については、助成対象費用合計の20%を限度としますので、このような比較をしていただきます。)

② 採択された事業における手続き

- ・採択された事業においては、「研究開発労務費率(r)^{*}」を算出していただきます。20%を下回る率の場合はその率を交付決定時には適用します。(提出していただく時期は、平成22年8月頃とする予定です。)

※ 研究開発労務費率(r)

- ・研究開発費に占める、研究開発労務費の割合(実績比率)をいいます。(ただし、上限値を20%とします。)
- ・算出の際の実績値としては、次の組織単位のデータを用います。
本申請に係る、申請者自体の開発体制を包含する「組織上の会計単位」であって、本申請の労務費算出に係る代表性を有し、合理的と考えられるもの
(例えば、「中央研究所」「事業部の開発部門」、或いは「全社」(研究開発型ベンチャーの場合)が該当します。)
- ・本事業における労務費については、 r を用いて確定することとし、研究員の従事日誌の作成を不要とします。
- ・次の場合には、例外的に従事日誌の作成が必要となります。
労務費比率の算出が困難な場合等、NEDOが必要と認める場合。

本事項の詳細につきましては、別添「労務費算定方式について」をご参照ください。

5. 前回の公募結果

平成21年度の採択結果は以下のとおりです。

なお、新エネルギーベンチャー技術革新事業「フェーズC(実用化研究開発)」は平成21年度の公募実績はありません。

イノベーション推進事業公募結果

助成事業形態	平成21年度第1回		平成21年度第2回	
	申請数	採択数	申請数	採択数
産業技術実用化	25件	11件	51件	32件
ベンチャー	46件	26件	109件	68件
次世代戦略型	44件	8件	98件	50件
合計	115件	45件	258件	150件

* :21年度ベンチャーは20年度補正予算を充当

6. 申請の手続き、日程

6-1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※1)による申請

本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※1)による申請と、NEDOへの申請書類(提出書類一式及び電子ファイル)の提出が必要です。e-Radをご利用になるためには、所属の研究機関がe-Radに登録され、研究者本人の研究者番号を取得していることが必要です。登録方法及び研究者番号の取得方法については以下のページをご覧ください。

e-Radシステム利用に当たっての事前準備

<http://www.e-Rad.go.jp/kenkyu/system/index.html>

なお、e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度時間がかかるとのことですので、提案を予定されている法人はお早めにご登録願います。

(※1)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記のURLを参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-Rad ポータルサイト <http://www.e-Rad.go.jp/>
- e-Rad 利用可能時間帯 6:00~26:00(月~金)、18:00~26:00(日)
(土曜日は運用停止、祝祭日は上記のとおり利用可能)
- e-Rad ヘルプデスク
電話番号: 0120-066-877 (フリーダイヤル)

受付時間：午前 9:30～午後 5:30 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請

手続きの概略を以下に示します。(手続きフローは(参考)「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募の流れについて」をご参照ください。)

①所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時までe-Radに申請者が研究機関として登録されていることが必要になります。申請者で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

登録されると、ログイン用 ID(11 桁)、所属研究機関用 ID(10 桁)、パスワード及び電子証明が発行されます。詳細は e-Rad ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」を参照してください。

e-Rad システム利用に当たっての事前準備

<http://www.e-Rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

②電子証明書のインポート

システム運用担当から所属研究機関通知書(事務代表者のシステムログインID、初期パスワード)、電子証明書が届きます。作業用PCに電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログインID、初期パスワードを入力してログインします。

③研究代表者(主要研究員)のログイン用 ID(11 桁)、申請用は研究者番号(8 桁)の取得

所属研究機関の事務代表者が、電子証明の格納された PC を用いてログインし、研究代表者を e-Rad に登録しログイン用 ID(11 桁)及び申請用研究者番号(8 桁)、パスワードを取得します。詳細は e-Rad の所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください

所属研究機関用マニュアル(共通)第 1.20 版

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>

④公募要領・申請様式のダウンロードと申請書の作成

e-Rad 上で、受付中の公募一覧を確認してください。NEDOの公募ホームページから、公募要領と申請様式をダウンロードします。ダウンロードした公募要領と申請様式をもとに申請書類等を作成・準備します。

⑤応募基本情報の入力と提出

e-Rad ポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募基本情報を入力の上、申請書(様式1、添付資料1～4)をアップロードします。さらに、応募基本情報を印刷してください。(印刷物はNEDOへの提出書類として必要となります。申請書以降の印刷は不要です。)

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから「確認完了・提出」ボタンをクリックし、登録を完了して下さい。「確認完了・提出」ボタンを押さないと e-Rad 上での登録が完了しません。

e-Rad 応募基本情報の詳細内容については、研究者用マニュアルを参照してください。

e-Rad ポータルサイトの研究者向けページ

<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html>

研究者用マニュアル(共通)第 1.20 版

<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>

⑥申請書類作成時の注意事項

- ・申請書類(アップロードファイル)は「Word」「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募してください。「Word」「PDF」の対応バージョンについては、e-Rad ポータルサイトをご参照ください。
 - ・アップロードできるファイルは1つです。様式1、添付資料1～4を1つのファイルにまとめてください。
- ・申請書類に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「JPEG」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、e-Rad ポータルサイトの操作方法をご参照ください。
- ・アップロードできるファイルの最大容量は3MBです。それを超える容量のファイルは画像の解像度を落とす等の調整をしていただき、それでも3MB以内に収めることが不可能な場合はNEDO研究開発推進部 イノベーション実用化推進グループへお問い合わせください。
- ・申請書類は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、e-Rad ポータルサイトにてご確認ください。
- ・申請書類を提出する際には、e-Rad に登録されている必要があります。申請の前に十分余裕をもってご準備いただき、紙による申請書類提出締め切り日までに登録を完了するようお願い致します。
- ・提出締め切り日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」とならない申請書類は無効となります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締め切り日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。
- ・申請書の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。

※このe-Radによる申請手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、充分留意ください。

※e-Radのシステム上、「イノベーション推進事業」と「新エネルギーベンチャー技術革新事業」は別事業として登録されていますので、入力の際お間違えのないようお願いいたします。

6-2. 申請書類

助成金を希望する事業者は、申請書様式を用いて助成金交付申請書一式(正1部(片面印刷)及びその写し20部(両面印刷))と申請内容の一部を抜粋した電子データ要旨情報(MS-DOS形式のテキストファイルとして保存したCD-R又はフロッピーディスク)をNEDO研究開発推進部イノベーション推進グループまで提出してください。郵送等でも受け付けます。

申請書類は、添付書類を含め、全てA4サイズとし、各部ごとに左上をダブルクリップでとめてください(ホッチキス等で綴じたり、製本したりしないで下さい)。

なお、提出された申請書類、添付資料等は返却されません。

「電子データ要旨」には、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で取得した、助成事業者の研究機関番号(数字のみ10桁)、研究開発代表者の研究者番号(数字のみ8桁)を記入する欄がありますので、必ず記入してください。

6-3. 申請書の様式

助成金交付申請書等は、NEDOのホームページ(公募情報のページ参照)からダウンロードすることができます。

◎H22 公募要領【PDF】

◎H22 電子データ【TXT】(実用化、新エネベンチャーは異なるファイルです)

◎H22 助成金交付申請書1【MS-Word】(実用化、新エネベンチャーは異なるファイルです)

◎H22 助成金交付申請書2【MS-Excel】

6-4. 申請に関する注意

- (1)この助成事業では、2社以上による共同申請は対象としておりません。
- (2)同一事業者が異なるテーマについて複数の応募をすることは可能です。
- (3)採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定することがあります。
- (4)「次世代戦略技術実用化開発助成事業」に申請した場合でも、技術開発内容により、「産業技術実用化開発助成事業」または「研究開発型ベンチャー技術開発助成事業」で採択することがあります。

6-5. 受付期間

(1)申請書の受付

申請書は平成22年5月17日(月)15:00までに到着したもの(郵送、持参とも)を審査の対象とします。

書類に不備等がある場合は審査対象とならないことがありますので、申請書様式に従って記入してください。様式に記載の項目の変更はしないで下さい。e-Rad の登録が無い場合には、審査対象となりませんので、ご注意ください。

郵送の場合は申請書受理確認書の返送用に、宛先を明記し80円切手を貼付した返送用封筒を申請書一式にあわせてお送り下さい。

提出先

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 20階

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

研究開発推進部 イノベーション実用化推進グループ

TEL:044-520-5173

(2)申請に関する相談

申請に関する相談は、原則通年実施しており、NEDO研究開発推進部
イノベーション実用化推進グループ以外にも以下の場所において通年実施しています。

1)NEDO 北海道支部 事業管理部

〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西3丁目1番47号(NORTH33ビル8階)

TEL:011-281-3355

2)NEDO 関西支部 事業管理部

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3丁目3番10号(梅田ダイビル16階)

TEL:06-4306-5021

3)NEDO 九州支部 事業管理部

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目19番24号(大博センタービル10階)

TEL:092-411-7831

6-6. 問い合わせ先

この公募内容に関するお問い合わせは、下記まで平日 9:00~18:15 の間にご連絡ください。

連絡先

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 20階

NEDO 研究開発推進部 イノベーション実用化推進グループ

TEL:044-520-5173

FAX:044-520-5177

メールアドレス:innovation22@nedo.go.jp

6-7. 公募説明会

本事業の内容、申請にあたっての手続き等について、公募説明会を行います。NEDOのホームページをご覧ください。申請資格として出席を義務付けるものではありませんので、必要に応じて参加してください。

7. 助成事業の選定について

7-1. 選定方法

NEDOは3段階の審査((1)事前評価者による書面評価、(2)提案審査委員会(書面評価と必要に応じてヒアリング)、(3)契約・助成審査委員会)を経て、助成する事業を選定し採択します。また、助成事業者の研究開発体制が国の政策に沿ったものであるかについても評価されます。

(1)事前評価者による書面評価

事前評価者(外部専門家)が、評価項目(7-2. 審査事項)に従って技術評価及び事業化評価を行います。公募期間中に事前評価者候補全員の所属及び氏名を、NEDOのサイト上で平成22年4月中に公開します。

応募する事業案件に関して、特定の事前評価者と利害関係(利害関係者の定義参照)があり、公正な評価が保証されないと申請者が判断する場合は、提出書類等の「添付資料5 利害関係のある事前評価者」にその事前評価者の所属、氏名と理由を記載することができます。

利害関係者の定義

1 規程

NEDO では、NEDO 技術委員・技術委員会等規程(平成 15 年度規程第 63 号)(以下、規程という。)第 25 条及び第 32 条それぞれの第 2 項において、利害関係者を次のとおり規定しています。

【規程抜粋】

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定める通りとする。

- 一 審査を受ける者と親族関係にある者
- 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五 その他機構が利害関係者と判断した者

(2)提案審査委員会

外部有識者で構成する提案審査委員会を開催し、事前評価者による書面評価の結果を参考としながら、採択候補とする申請案件を選定します。その際、必要に応じて申請者からヒアリングを実施します。

ヒアリングに際しては、申請内容に係わるプレゼンテーションと併せて、審査委員会当日に、自社の経営資源を有効に活用し研究成果を実用化に結びつける能力のある者を採択するための判断材料として、企業経営者(役員またはそれに準ずる方)に今回申請の助成事業の社内での位置付けにかかるプレゼンテーションを実施していただきます。(プレゼンテーションにおいては、技術経営力を示す書類として自らの知的資産経営(注)に関する書類を事前に提出して頂きます)

つきましては審査委員会において、企業経営者(役員またはそれに準ずる方)のご出席をお願いいたします。

(注)知的資産経営とは、企業が自ら保有する固有の知的資産を認識し、それを管理・活用して中期的に持続的な利益を確保する経営です。ここでポイントになるのは、知的資産自体が価値を生むのではなく、それを活用した経営が価値を生むということです。

③(3)契約・助成審査委員会

NEDOの役職員で構成する契約・助成審査委員会で、採択候補の案を審議し、採択する案件を決定します。

採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定することがあります。

その他の事項

- a. 事前評価者及び提案審査委員が申請案件と利害関係があるとNEDOが判断した場合、当該案件についての評価者(委員)の評価は除外します。
- b. 評価及び審査は非公開で行われ、選定の経過に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。
- c. 提案審査委員名の公開は交付決定後にNEDOのサイト上にて行いますが、審査委員への評価等に関する直接のお問い合わせは固くお断りいたします。
- d. 評価者への個別説明等の活動を行った場合は審査対象からの除外、交付決定の取り消し等所要の措置を講じます。

7-2. 審査事項

助成対象事業の採択に際しては、次の視点から審査します。

(1) 事業の要件及び事業者の要件に関する審査

「2-2. 助成対象事業の要件」、「2-3. 助成対象事業者の要件」及び「3. 禁止事項及び不正防止について」に記載されている要件に適合しているかを審査します。本要件に適合していないと判断された場合は、以下の評価対象とならない場合があります。

(2) 技術評価

提案された技術開発テーマについて、以下の①～⑥)の項目に関して審査します。なお、新エネルギーベンチャー技術革新事業「フェーズC(実用化研究開発)」への提案については、⑦)の項目も審査します。

- ①【基となる研究開発のレベル】提案の実用化開発の基となるシーズについて基礎的な検討が十分に行われていること。
- ②【技術の新規性および目標設定レベルの程度】新規性のある技術であって、目標設定のレベルが相当程度高いこと。ただし、次世代戦略技術実用化開発助成事業(イノベーション推進事業)にあっては、国際的に新規性のある技術であって、次世代に向けた技術のブレークスルーを目指す実用化技術、あるいは当該開発技術が複数の新たな分野に波及することが期待される基盤技術の形成を図るものであること。
- ③【特許・ノウハウの優位性】申請者(民間企業等)が開発技術に関連する特許及びノウハウを有し、実用化において優位性があること。あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
- ④【目標、課題、解決手段の明確性】本事業における目標値、技術課題及び解決手段が明確であること。
- ⑤【費用対効果】研究計画に要する費用が適切であり、費用対効果が高く、助成規模に応じて効果が十分に期待できること。
- ⑥【研究計画の妥当性】予定期間内に、計画された技術的課題が解決される可能性が高いこと。
- ⑦【温室効果ガス排出量削減効果】提案された技術を用いることにより、従来の技術に比して有意な差をもって高い温室効果ガス排出量削減効果を達成されるものであること。

(3) 事業化評価

助成対象事業の事業化に係る以下の①～⑤の項目に関して審査します。ただし、次世代戦略技術実用化開発助成事業(イノベーション推進事業)においては②の項目を除きます。

- ①【新規市場創出効果】当該研究成果の広汎な製品・サービスに利用の可能性が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること。
- ②【市場ニーズの把握】市場ニーズを具体的に把握(ユーザーとの接触、市場調査等)していると共に、それを反映させた開発目標の設定がなされていること。
- ③【開発製品・サービスの優位性】市場ニーズを踏まえて、開発製品・サービスが競合製品と比較して優位(性能、価格等)であること。ただし、次世代戦略技術実用化開発助成事業(イノベーション推進事業)にあつては、市場ニーズとその将来予測等を踏まえて、将来的に開発する製品・サービスに優位性が高いと考えられるとともに、優位性を持つ製品・サービスのイメージを具体化するための企業化調査を実施する計画が明確であること。
- ④【事業化体制】早期事業化を目指した開発・事業化体制であること。ただし、次世代戦略技術実用化開発助成事業(イノベーション推進事業)にあつては、提案の実用化開発を実施するために十分な事業化体制を有すること。
- ⑤【事業化計画の信頼性】事業期間終了後3年以内に実用化が達成される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な事業化計画を提案していること。ただし、次世代戦略技術実用化開発助成事業(イノベーション推進事業)にあつては、事業期間終了後5年以内に実用化が可能な具体的な方針又は計画を有すること、あるいは、事業期間内に、事業期間終了後5年以内の事業化計画に関する企業化調査を実施することが明確であること。

(4)その他の評価項目

提案された技術開発テーマについて、以下の項目に関して審査します。

- ①【国際共同研究体制の構築】
 - ・国内の大学等に加えて、海外の公的資金の支援を受けている、あるいは受けようとしている研究機関等との研究体制が構築されていること。
 - ・ジャパン・スペイン・イノベーションプログラム(JSIP)により認証されていること。
- ②【新成長戦略や法規制等への対応等に係る技術開発】
 - ・「新成長戦略」に対応した技術開発であること。
 - ・「アスベスト代替製品の開発」、「土壌汚染対策技術の開発」等、法規制に対応した技術開発であること。
- ③【過去に実施したイノベーション推進事業等の実用化の状況】
 - ・実用化状況報告書等が交付規程に従い提出されていること。
 - ・過去に実施した事業の成果が実用化し、売上や収益が発生していること。

7-3. 採否の決定の通知

採否結果の通知時期は、平成22年8月頃を予定しています。

採択された事業については、NEDOから申請者に交付決定通知を発出します。

なお、審査の内容によって、実施内容や助成対象経費の変更等が「採択の条件」となる場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は申請を取り下げることができます。

不採択の場合も、評価結果を添えてその旨後日通知します。

また、評価結果を踏まえ事業計画等をブラッシュアップした上で本制度の次回以降の公募に再度申請することも可能です。

8. 採択事業について

8-1. 申請内容の公表

採択された事業にあつては、申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要を公表します。

8-2. 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

また、助成金の交付にあつて付された条件に従い報告書の提出義務等が果たされない場合、助成金交付後であっても交付規程に基づき、交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用、また、企業名の公表等が行われることがあります。

8-3. 助成金の支払い

本事業における助成金の交付は、助成期間終了後に提出していただく実績報告書に基づき、精算払いを行うことを原則としています。助成期間途中で支払いが必要な場合は助成事業者の支出実績額及び経過期間等に応じて概算払いを行うことが可能です。

8-4. 取得財産の管理

(1) 本事業における取得財産の所有権は助成事業者にあります。これを処分しようとするときは、あらかじめNEDOの承認を受ける必要があります。

※助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、機構が別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分することにより収入があった時は、機構の請求に応じ収入の一部を納付しなければならない場合があります。

(2) 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間またはその終了後5年以内に出願、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、NEDOに届出書を提出する必要があります。

(3) 本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳を適用することが可能です。

(注) 圧縮記帳: 新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認してください。

8-5. 事業期間終了後

(1) 事業期間の終了年度の翌年度以降5年間は、毎年、実用化状況報告書をNEDOに提出していただきます。

(2) 事業期間終了後の収益納付について、下記に留意してください。

1) 実用化状況報告書により、助成事業の実施結果の実用化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及び助成事業の実施結果の他への供与による収益が認められたときは、原則、以

下の納付額の計算式で算出される額を納付していただきます。

※納付額の算出式：

納付額＝(助成事業に係る当該年度収益額－控除額)×助成金確定額÷助成対象費用

ただし、助成事業に係る当該年度収益額 :原則として営業利益

助成金確定額 :助成事業終了時に通知する助成金の確定額

控除額 :(助成対象費用－助成金確定額)×1/5

2)収益納付額の合計は、助成金の確定額を上限とします。

3)収益納付すべき期間は、事業期間の終了年度の翌年度以降5年間とします。

(3)事業期間終了後適切な時期に、研究開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認するため、終了事業者評価委員会を開催します。助成事業者の皆様には資料の作成及びプレゼンテーションを行っていただきます。

9. その他

9-1. 中小企業技術革新制度(SBIR)

本助成金は、中小企業技術革新制度(SBIR)の「特定補助金等」として指定されています。本助成金を交付された中小企業については、その成果を利用した事業活動を行う際に、信用保証協会による債務保証枠の拡大、担保と第三者保証人が不要な特別な債務保証枠の新設、中小企業投資育成株式会社法による投資対象拡大等、特例の支援措置を受けることができます。

9-2. 申請情報の管理

(1)提出物の管理

提出書類等は、審査のために使用します。このため外部専門家に提出書類等を郵送にて送付します。提出物の返却はいたしません。

(2)申請情報の公表

採択された事業にあつては、申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要を公表します。

不採択の場合は、申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、助成金担当課からの依頼・問合せ等に対して、その依頼・問合せ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

9-3. 個人情報について

(1)提出物等により取得した個人情報は審査及び審査に係る説明会等のご案内、資料送付等に利用します。

(2)また、審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。

(3)また、NEDOが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利

用します。

(4)また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

(5)ご提供いただいた個人情報、上記の利用目的以外で利用することはありません。

(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

なお、e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

平成22年度

イノベーション推進事業

「産業技術実用化開発助成事業」
「研究開発型ベンチャー技術開発助成事業」
「次世代戦略技術実用化開発助成事業」

新エネルギーベンチャー技術革新事業

「フェーズC（実用化研究開発）」

＜別添集＞

- (別添1) 科学技術基本計画の重点化指針等
- (別添2) 技術キーワード（分野別）
- (別添3) 専門学術分野キーワード
- (別添4) 労務費算定方式について
- (別添5) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した
応募の流れについて

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
研究開発推進部

科学技術基本計画において示された推進分野等

分野	社会的目標及び技術開発課題の具体例
(1)ライフサイエンス分野	<p>a. 活力ある長寿社会実現のためのゲノム関連技術を生かした疾患の予防・治療技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲノム・遺伝子発見解析、タンパク質の構造・機能解析に基づく個人の特性に応じた医療と創薬 ・再生医療を中心とした新しい治療技術、機能性食品や新しい診断・予防技術 <p>b. 国民の健康を脅かす環境因子に対応した生体防御機構の解明と疾患の予防・治療技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患等の予防・治療技術、プリオン病等の診断・治療技術 <p>c. こころの健康と脳に関する基礎的研究推進と精神・神経疾患予防・治療技術への応用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの発達の研究とこころの病気やアルツハイマー等神経疾患の予防・治療技術への応用 <p>d. 生物機能を高度に活用した物質生産・環境対応技術開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・微生物・動植物等を用いた糖・脂質・タンパク質等の有用物質の生産と環境対応技術 <p>e. 食材供給力の向上と食生活の改善に貢献する食料科学・技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性確保 ・稲等のポストゲノム研究 <p>f. 萌芽・融合領域の研究及び先端技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術、ナノテクノロジーとの融合領域の研究、特に医療応用を目指した生命情報科学 ・医療機器や遺伝子・タンパク質等解析技術 <p>g. 先端研究成果を社会に効率よく還元するための研究の推進と制度・体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究の臨床への橋渡し研究・治療等の臨床研究 ・医療技術・遺伝子組換え体のリスク評価に関する研究 <p style="text-align: right;">等</p>
(2)情報通信分野	<p>a. ネットワークがすみずみまで行き渡った社会に向けた「高速・高信頼情報通信システム」技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光や無線を用いた高信頼な超高速モバイルインターネットシステム技術 ・半導体、平面画像表示装置（平面ディスプレイ）等、高機能・低消費電力の半導体素子や関連装置（デバイス）技術 ・分散コンピュータ、情報蓄積検索、情報格差（デジタルデバイド）解消等技術、安全性（セキュリティ）等技術、ソフトウェアの信頼性・生産性向上技術、コンテンツ技術 <p>b. 次世代の突破口（ブレークスルー）、新産業の種となる情報通信技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シリコン等の現在の技術を超え、量子工学技術等の新しい原理・技術を用いた次世代情報通信技術 ・ナノテクノロジー、ライフサイエンス、宇宙通信等他分野との連携の下で行う融合領域での新しい可能性を探る研究開発 <p>c. 研究開発基盤技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分散する計算機資源を高速回線で結び、高い計算能力を確保するコンピュータネットワークシステム ・分子構造等複雑な自然現象のコンピュータ上の模擬試験等を行う計算機科学

分野	社会的目標及び技術開発課題の具体例
(3)環境分野	<p>a. 地球温暖化研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動観測・予測・影響評価技術の高度化及び観測データ相互利用システムの構築 ・温暖化抑制政策研究 ・エネルギー利用等による人為起源の温室効果ガスの排出削減技術及び隔離・固定化技術 <p>b. ゴミゼロ型・資源循環型技術研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会創造に向けた支援システムの開発 ・地域特性に適合したゴミゼロ・資源循環技術のシステム化技術 ・廃棄物汚染環境の修復・再生技術 <p>c. 自然共生型流域圏・都市再生技術研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域圏・都市の環境状況の観測・診断・評価技術 ・自然・生活環境の保全等のための自然共生化技術 ・流域圏を考慮した都市再生シナリオ・実践システムの開発 <p>d. 化学物質リスク総合管理技術研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系影響評価やリスク情報の相互伝達システム等、化学物質リスク評価・管理技術の高度化 ・有害化学物質の生産・排出等に係る削減技術及び無害化処理技術 <p>e. 地球規模水循環変動研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアモンスーン地域を主要な対象とした水循環観測・予測技術 ・水循環変動の生態系・社会影響評価技術とそれに基づく対策技術 <p style="text-align: right;">等</p>
(4)ナノテクノロジー・材料分野	<p>a. 次世代情報通信システム用ナノ技術応用素子（ナノデバイス）・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生体・分子材料技術等半導体加工技術を融合した新原理素子（デバイス）・材料のシステム指向的研究開発の強化 ・半導体微細加工技術、表示・記録・通信用素子及び装置並びに関連材料の研究開発 <p>b. 環境保全・エネルギー利用高度化技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー・省エネルギー用の材料や触媒等の研究開発の強化及び統一的評価手法の確立 ・有害物質の監視・除去技術の研究開発 <p>c. 医療用極小システム・材料、生物の機構を活用し制御するナノバイオテクノロジー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナノテクノロジーを応用した医療に関する研究開発の強化 ・生体分子の構造等を計測・解析し、その動作原理を半導体装置・材料に応用するナノバイオテクノロジーに関する研究開発の強化 <p>d. 計測・評価、加工、数値解析・コンピュータ上の模擬試験等基盤技術と波及分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナノ精度で任意の物体を計測・評価、加工及び製造する技術の研究開発 ・微小電気機械システム（MEMS）を含む微小機械（マイクロマシン）技術の研究開発 ・計算機を活用した材料・工程設計の研究開発現場への普及 <p>e. 革新的な物性、機能を付与するための物質・材料技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織・構造をナノレベルで制御し諸特性を飛躍的に向上させた材料に関する研究開発の強化

	等
分野	社会的目標及び技術開発課題の具体例
(5)エネルギー分野	a. エネルギーのシステム及びインフラを高度化していくために必要な研究開発 ・燃料電池・水素利用、太陽光発電等、エネルギー高度効率利用・省エネルギー技術、核燃料リサイクル技術等 b. エネルギーの安全・安心のための研究開発 ・原子力利用、水素利用等の安全対策技術の調査研究及び開発 c. エネルギーを社会的・経済的に評価・分析する研究 ・原子力、新エネルギー導入・普及に関する社会受け入れ性（パブリックアクセプタンス）等の研究 <div style="text-align: right;">等</div>
(6)製造（ものづくり）技術分野	a. 製造技術革新による競争力強化 ・情報通信技術高度利用による飛躍的な生産性向上の強化 ・ナノテクノロジー・生物工学の応用や基礎工学での新知見及び人間工学の視点等に基づく製造工程変革 ・加工・計測高度化技術の強化 b. 製造技術の新たな領域開拓 ・微細化・複合高機能化技術の活用による高付加価値化技術（微小電気機械システム、知能ロボット等） c. 環境負荷最小のための製造技術 ・省エネルギー・新エネルギー対応技術の強化 ・循環型社会形成に適応する廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化技術の強化 <div style="text-align: right;">等</div>
(7)社会基盤分野	a. 過密都市圏での巨大災害対策 ・災害被害をくい止め、軽減する技術、迅速な復旧・復興のための技術等 b. 超高度防災支援システム ・宇宙及び上空利用による高度な観測・通信技術、防災救命ロボット技術等 c. 新しい人と物の流れに対応する交通システム ・新しい社会・経済活動を支える交通システムの技術、過密都市圏での高度な交通基盤技術等 <div style="text-align: right;">等</div>
(8)フロンティア分野	a. 衛星系の次世代技術 ・固定衛星通信の超高速化技術、高速移動体衛星通信・高精度測位技術、地球観測技術等 b. 海洋資源利用のための技術 ・海洋生命科学、微生物利用技術等 c. 国民、特に次世代が夢と希望と誇りを抱ける国際プロジェクト ・宇宙環境利用、地球環境変動の解明等 <div style="text-align: right;">等</div>

技術キーワード (分野別)

1. ライフサイエンス		
101 アミノ酸、ペプチド		
102 蛋白質		
103 糖、糖鎖		
104 その他生体物質 (アルカロイド、ヘム、等)		
105 核酸、DNA、RNA、ゲノム、遺伝子		
106 その他生体高分子 (セルロース、リグニン、ポリフェノール、)		
107 抗体		
108 酵素		
109 細胞		
110 脂質		
111 組織		
112 代謝		
113 培養		
114 発生、分化、幹細胞、生殖		
115 微生物バイオ		
116 植物バイオ、グリーンバイオ		
117 動物バイオ		
118 発酵		
119 育種		
120 家畜		
121 食品		
122 木材		
123 その他農芸化学		
124 バイオセンサ		
125 バイオ素子		
126 バイオインフォマティクス、生体情報学		
127 リハビリテーション		
128 障害者支援		
129 老人介護、看護		
130 レーザ医療		
131 福祉工学・機器		
132 医用材料		
133 人工臓器		
134 超音波診断		
135 非侵襲計測		
136 低侵襲治療		
137 磁気共鳴画像(MRI)		
138 医療用ロボット		
139 手術支援システム		
140 遠隔医療		
141 その他医用機器・装置		
142 DNAチップ、バイオチップ		
143 イムノアッセイ		
144 生化学分析、臨床検査		
145 病原体、ウイルス、細菌		
146 バクテリオファージ		
147 ワクチン		
148 免疫		
149 アレルギー		
150 ストレス		
151 移植、再生		
152 感染症		
153 血液		
154 細胞移植		
155 再生医療		
156 循環器、高血圧		
157 糖尿病、糖尿		
158 癌、腫瘍		
159 内科		
160 外科		
161 小児科		
162 神経、脳		
163 認知症		
164 老化		
165 栄養学		
166 薬学、医薬品		
167 ドラッグデリバリー		
2. 情報通信		
201 カオス、フラクタル		
202 デジタルデバインド		
203 バーチャルリアリティ、仮想現実		
204 情報処理、情報システム		
205 アルゴリズム		
206 空間情報処理		
207 モデル化		
208 通信方式、プロトコル		
209 伝送技術(ATM、パケット、 xDSL、電力線通信(PLC)等)		
210 光伝送技術(ファイバ伝送、ソリトン、 クロスコネク、ADM、WDM等)		
211 光無線		
212 極短光パルス技術、フェムト秒パルス		
213 マイクロ波、ミリ波、テラヘルツ波		
214 移動体通信、ITS		
215 携帯端末、無線		
216 衛星・宇宙通信		
217 電磁界、電波		
218 アンテナ工学		
219 スーパーコンピュータ		
220 分子コンピュータ・ バイオコンピュータ・DNAコンピュータ		
221 ニューロコンピュータ		
222 光コンピュータ		
223 量子コンピュータ		
224 並列処理、ベクトル化		
225 分散コンピューティング		
226 コンピュータグラフィックス		
227 ユビキタスコンピューティング、 モバイルコンピューティング		
228 ディレクトリ、情報検索		
229 インターネット・イントラネット		
230 ウェブ技術		
231 マルチメディア、オンデマンド、ストリーミング		
232 リアルタイムコラボレーション(対話処理)		
233 高信頼性ネットワーク、セキュアネットワーク、 フォトニックネットワーク、衛星利用ネットワーク		
234 モバイルネットワーク、アドホックネットワーク		
235 ニューラルネットワーク		
236 情報家電・ホームネットワーク		
237 光メトロ系、光アクセス系		
238 セキュリティ、暗号、認証		
239 著作権、コンテンツ保護		
240 データベース		
241 GPS、GIS		
242 エージェント		
243 シミュレーション		
244 ソフトウェア、論理プログラミング、 プログラミング言語		
245 センサ		
246 リモートセンシング、モニタリング		
247 計測工学		
248 化合物半導体デバイス		
249 有機半導体デバイス		
250 アナログ回路・信号処理		
251 デジタル回路・信号処理		
252 回路設計、LSI設計		
253 集積回路		
254 プロセッサ、システムLSI		
255 システムオンチップ		
256 その他半導体デバイス		
257 レーザ、LED		
258 光ファイバ、FBG		
259 光メモリ		
260 光増幅		
261 光変調器・光スイッチ		
262 光インタフェース・インターコネク		
263 光回路、光導波路、光集積回路		
264 撮像デバイス、CCD		
265 表示デバイス、ディスプレイ		
266 その他光学素子		
267 磁気メモリ		
268 実装技術、光実装		
269 超音波デバイス、SAW		
270 超伝導デバイス、SQUID		
271 量子効果デバイス		
272 入出力装置、記憶装置(ストレージ)		
273 多言語処理		
274 自然言語処理		
275 意味解析・理解		
276 画像認識、画像処理、画像解析、画像計測		
277 コンピュータグラフィ		
278 文章認識・解析		
279 音声認識・処理		
280 パターン認識		
281 可視化		
282 サイバネティクス		
283 人工知能		
284 ヒューマン・マルチモーダルインタフェース		
3. 環境		
301 環境影響評価		
302 環境調和技術		
303 環境修復技術(バイオレメディエーション等)		
304 地球温暖化		
305 二酸化炭素固定化		
306 フロン代替材料		
307 大気汚染		
308 水質汚染		
309 土壌汚染		
310 有害化学物質		
311 有機塩素化合物		
312 重金属		
313 環境ホルモン		
314 室内空気汚染		
315 無害化技術		
316 排水処理技術		
317 廃棄物処理技術		
318 排ガス処理技術		
319 有機廃棄物		
320 放射性廃棄物		
321 電磁環境		
322 環境計測		
323 ライフサイクルアセスメント		
324 3R(リデュース、リユース、リサイクル)		
325 生分解性材料		
4. ナノテク・材料		
401 電気化学		
402 電気泳動		
403 ソルゲル		
404 吸着、拡散		
405 プラズマ		
406 超臨界		
407 超格子		
408 表面、界面		
409 薄膜、超薄膜		
410 コロイド		

- 411 材料力学、弾性、延性、靱性、展性
412 トライボロジー・潤滑
413 発光、蛍光
414 腐食・防食
415 相転移
416 耐食性、耐熱性
417 レオロジー
418 有機合成、化学合成
419 不斉合成、不斉重合、不斉触媒
420 固相合成
421 触媒
422 光触媒
423 冶金、粉末冶金
424 膜分離
425 接合、接着、コーティング
426 物理蒸着(PVD)
427 化学気相、化学蒸着(CVD)
428 エピタキシー
429 ドーピング
430 イオン注入
431 イオン吸着、イオン交換
432 マイクロマニピレーション
433 計算化学(材料設計、分子シミュレーション等)
434 金属
435 形状記憶合金
436 セラミックス、金属化合物、無機化合物
437 有機材料、有機化合物
438 有機金属
439 錯体、配位子
440 高分子
441 導電性高分子
442 炭素材料、ダイヤモンド、黒鉛
443 カーボンナノチューブ・フラーレン
444 自己組織化
445 結晶
446 液晶
447 アモルファス、無定形、ガラス
448 繊維、ファイバー
449 多孔質材料
450 微粒子、超微粒子
451 圧電材料、ピエゾ
452 熱電材料
453 オプトエレクトロニクス材料
454 非線形光学材料
455 半導体
456 化合物半導体
457 有機半導体、有機EL、高分子LED
458 超伝導材料
459 誘電体、強誘電体
460 磁性材料
461 自己修復材料
462 傾斜機能材料
463 電磁機能材料
464 電子顕微鏡
465 走査プローブ顕微鏡、SFM、STM
466 分光、スペクトロスコープ
467 X線・電子線回折、中性子散乱
468 放射光、電子サイクロトロン共鳴
469 核磁気共鳴(NMR)
470 電子スピン共鳴(ESR)
471 質量分析
472 クロマトグラフィー
473 レーザー計測
474 マイクロマシン、MEMS
475 分子デバイス
5. エネルギー
501 熱工学
502 燃焼技術
503 低温工学
504 海洋エネルギー
505 地熱、地熱利用
506 太陽エネルギー
507 太陽電池
508 風力エネルギー
509 バイオマス
510 水素エネルギー(製造・吸蔵・貯蔵等)
511 炭化水素系燃料(メタン・メタノール等)
512 燃料改質
513 石炭利用技術・石炭利用
514 石炭ガス化
515 メタンハイドレート
516 天然ガス
517 石油
518 エネルギー変換技術(発電技術等)
519 エネルギー回収技術(発電技術等)
520 エネルギー輸送技術・発電技術
521 超伝導エネルギー技術
522 パワーエレクトロニクス
523 蓄電デバイス(電池、コンデンサ等)
524 燃料電池
525 ヒートポンプ
526 ヒートパイプ
527 内燃機関
528 タービン、ガスタービン
529 コージェネレーション
530 分散型エネルギーシステム
531 廃熱利用、冷熱利用
532 冷凍技術
533 負荷平準化
534 電気自動車
6. 製造技術
601 設計技術
602 組立技術
603 機械制御
604 機械力学、機械要素
605 化学装置、化学工学
606 高圧技術
607 真空技術
608 流体技術
609 油圧、空圧
610 アクチュエータ
611 プラント
612 品質管理
613 劣化予測・診断
614 CAD、CAM、CAE、CAT
615 ロボット(マニピュレーション他)、NC(数値制御)
616 生産システム・管理
617 製造技術(自動化、IMS、CIM等)
618 エッチング
619 メッキ(電解・無電解)
620 リソグラフィ
621 塗装
622 溶射
623 熱処理
624 その他表面処理
625 切削加工
626 放電加工
627 レーザー加工
628 プラズマ加工
629 微細・精密加工
- 630 圧延
631 成形加工(金属材料)
632 成形加工(樹脂、ゴム等)
633 型技術、金型
634 鋳造、鍛造
635 溶接、接合
7. 社会基盤
701 ユニバーサルデザイン、人間工学、バリアフリー
702 国際標準(ISO等)
703 感性
704 ユーザビリティ
705 安全工学
706 リスク管理
707 都市防災
708 地球環境変動・予測
709 自然現象観測・予測
710 建築
711 コンクリート技術
712 自然災害
713 地震対策
714 地すべり学
715 土木工学
716 河川工学
717 水理学
718 国土開発・国土整備
719 地域計画
720 地上交通システム(ITS、AHS)
721 海上・航空交通
722 都市整備、環境
723 上下水道
724 水資源、淡水化
725 地域農業、農村計画
726 農地利用
727 造園、造林
728 土壌改良
729 森林保護
8. フロンティア
801 宇宙科学
802 地球科学
803 地質学
804 気象学
805 海洋科学・資源
806 航空技術
807 ロケット、人工衛星
808 衛星通信
809 微小重力

<電気・機械関連>

- 101 エレクトロニクス実装学会
- 102 静電気学会
- 103 電気化学会
- 104 電気学会
- 105 電気設備学会
- 106 電子情報通信学会
- 107 日本リモートセンシング学会
- 108 プラズマ・核融合学会
- 109 計測自動制御学会
- 110 システム制御情報学会
- 111 自動車技術会
- 112 精密工学会
- 113 砥粒加工学会
- 114 日本機械学会
- 115 日本顕微鏡学会
- 116 日本高圧力学会
- 117 日本航空宇宙学会
- 118 日本熱物性学会
- 119 日本燃焼学会
- 120 日本冷凍空調学会
- 121 日本ロボット学会
- 122 溶接学会
- 123 レーザー学会
- 124 日本トライボロジー学会

<材料・物理関連>

- 201 軽金属学会
- 202 資源・素材学会
- 203 ナノ学会
- 204 日本液晶学会
- 205 日本希土類学会
- 206 日本金属学会
- 207 日本結晶学会
- 208 日本材料学会
- 209 日本セラミックス協会
- 210 日本塑性加工学会
- 211 日本鑄造工学会
- 212 日本複合材料学会
- 213 日本膜学会
- 214 表面技術協会
- 215 プラスチック成形加工学会
- 216 粉体工学会
- 217 粉体粉末冶金協会
- 218 無機マテリアル学会
- 219 日本 MRS
- 220 日本レオロジー学会
- 221 応用物理学会
- 222 低温工学・超電導学会
- 223 低温工学協会
- 224 日本応用磁気学会
- 225 日本伝熱学会
- 226 日本物理学会
- 227 日本分光学会
- 228 物理探査学会
- 229 日本 AEM 学会
- 230 日本鉄鋼協会
- 231 炭素材料学会

<化学関連>

- 301 化学工学会
- 302 高分子学会
- 303 触媒学会
- 304 石油学会
- 305 石油技術協会
- 306 セルロース学会
- 307 繊維学会
- 308 日本化学会
- 309 日本吸着学会
- 310 日本ゴム協会
- 311 日本生化学会
- 312 日本接着学会
- 313 日本分子生物学会
- 314 日本分析化学会
- 315 日本ペプチド学会
- 316 日本放射光学会
- 317 有機合成化学協会

<医学・バイオ関連>

- 401 日本アレルギー学会
- 402 日本医学放射線学会
- 403 日本育種学会
- 404 日本遺伝学会
- 405 日本遺伝子治療学会
- 406 日本ウイルス学会
- 407 日本エアロゾル学会
- 408 日本衛生学会
- 409 日本癌学会
- 410 日本癌治療学会
- 411 日本外科学会
- 412 日本獣医師会
- 413 日本再生医療学会
- 414 日本細胞生物学会
- 415 日本磁気共鳴医学会
- 416 日本循環器学会
- 417 日本神経回路学会
- 418 日本神経科学学会
- 419 日本人工臓器学会
- 420 日本人類遺伝学会
- 421 日本整形外科学会
- 422 日本生態学会
- 423 日本生物工学会
- 424 日本生物物理学会
- 425 日本生理学会
- 426 日本蛋白質科学会
- 427 日本超音波医学会
- 428 日本糖質学会
- 429 日本透析医学会
- 430 日本内科学会
- 431 日本脳神経外科学会
- 432 日本バイオマテリアル学会
- 433 日本発生生物学会
- 434 日本微生物生態学会
- 435 日本病理学会
- 436 日本免疫学会
- 437 日本薬学会
- 438 日本薬理学会
- 439 日本リハビリテーション医学会
- 440 日本リハビリテーション工学協会
- 441 日本レーザー医学会
- 442 バイオインダストリー協会
- 443 バイオメカニズム学会
- 444 日本細菌学会
- 445 日本エム・イー学会
- 446 日本 DDS 学会
- 447 日本生化学会

<農学関連>

- 501 日本植物学会
- 502 日本植物細胞分子生物学会
- 503 日本植物病理学会
- 504 日本植物生理学会
- 505 日本農芸化学会

<建設関連>

- 601 地盤工学会
- 602 土木学会
- 603 日本音響学会
- 604 日本建築学会
- 605 日本コンクリート工学協会
- 606 日本地震学会
- 607 日本都市計画学会

<情報関連>

- 701 映像情報メディア学会
- 702 情報処理学会
- 703 日本ソフトウェア科学会
- 704 日本バーチャルリアリティ学会
- 705 人工知能学会

<エネルギー・環境関連>

- 801 エネルギー・資源学会
- 802 資源エネルギー学会
- 803 水素エネルギー協会
- 804 日本エネルギー学会
- 805 日本ガスタービン学会
- 806 日本原子力学会
- 807 日本太陽エネルギー学会
- 808 日本風工学会
- 809 日本風力エネルギー協会
- 810 環境科学会
- 811 環境資源工学会
- 812 環境バイオテクノロジー学会
- 813 空気調和・衛生工学会
- 814 大気環境学会
- 815 日本気象学会
- 816 日本水環境学会
- 817 水文・水資源学会
- 818 日本地熱学会
- 819 廃棄物学会

<その他>

- 901 研究・技術計画学会
- 902 日本海洋学会
- 903 ゼオライト学会
- 904 日本経営工学会
- 905 日本食品科学工学会
- 906 日本水産学会
- 907 日本生産管理学会
- 908 日本地球化学会
- 909 日本畜産学会
- 910 日本地質学会
- 911 日本天文学会
- 912 日本土壌肥料学会
- 913 日本人間工学会
- 914 日本表面科学会
- 915 日本油化学会
- 916 腐食防食協会

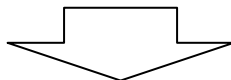
労務費算定方式について

1. 労務費算定方式の概要

- ・イノベーション推進事業(産業技術実用化開発助成事業、研究開発型ベンチャー技術開発助成事業、次世代戦略技術実用化開発助成事業)、新エネルギーベンチャー技術革新事業「フェーズC(実用化研究開発)」におきましては、従来の従事日誌に代わる、労務費算定方式を導入します。

従来の労務費算定方式：

各研究員の従事日誌を作成していただき、
従事時間に労務費単価を乗じて算定



新たな労務費算定方式(原則)：

- ・事業者の会計データ上の実績値である
「研究開発費」「研究開発費に占める労務費」を用いて
算定
※研究員の従事日誌作成は不要

- ・事務手続きの流れは、以下のとおりとなります。

(詳細は、公募要領の「4-2. 助成対象費用 IV. 労務費」を参照してください。)

①申請時(申請書作成時)

従来どおり、「健康保険等級労務費単価に基づく積算」をしていただきます。

(ただし、助成対象費用全体に占める割合は、20%を上限とします。)

②採択内定時

- ・研究開発労務费率(研究開発費に占める、研究開発労務費の割合： r)を算出するための基礎データを提出していただきます。
- ・当機構からは、採択内定者毎に、以下の事項について連絡します。
 - * 「労務費」について、申請者の基礎データに応じて補正率(後述)を適用し、採用する研究開発労務费率 r を確定
 - * r の算出結果が20%以上となった場合は、一律20%を適用

2. 新たな労務費算定方式導入の背景

- ・助成事業に携わる研究員の方々の事務処理を軽減し、より一層研究開発に専念していただけるよう、従事日誌の作成を不要とする新方式を導入します。
- ・新方式では、「当該助成事業における、研究開発に係る労務費の割合」は、「当該助成事業を担う組織における、研究開発に係る労務費の割合」と同一であると見なし、組織の研究開発労務费率（実績値に一定の補正率を乗じたもの）を用いて、労務費を算定します。従って、各研究員の従事日誌の作成は不要となります。
- ・なお、新方式では、統計データの分析を踏まえ、また安全率を考慮し労務費の割合の上限値を20%とさせていただきます。
- ・また、申請時に健康保険等級労務費単価を用いて算定した年度毎の労務費（積算労務費）が、当該年度にrを用いて計上する労務費を下回る場合は、積算労務費を当該年度の労務費の上限とします。
※ 従いまして、労働集約的な研究開発事業をご検討の場合で、新方式にそぐわない事業につきましては、申し訳ございませんが、他の助成・委託事業のご検討をお願いできればと存じます。

3. 新方式における、労務費算定の考え方

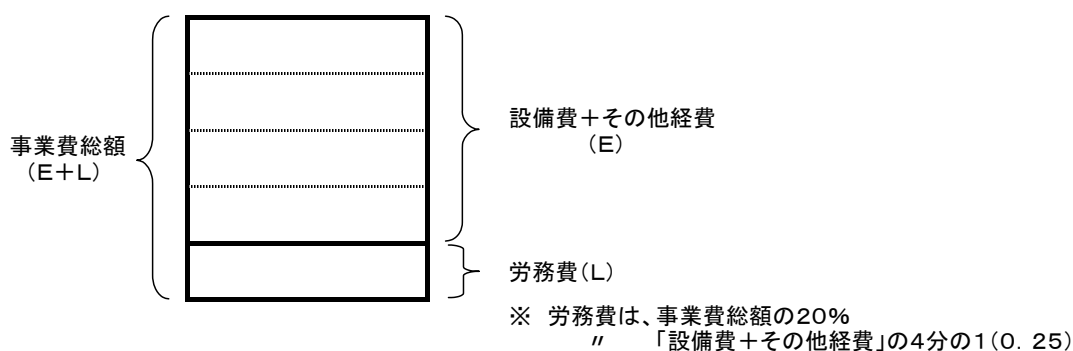
- ・助成事業を担う組織における、研究開発労務费率（r）を算出していただきます。
- ・事業開始後、「労務費以外の費目（設備費、その他経費）」につきましては、従来どおり計上していただきます。
- ・確定時には、「労務費以外の費目の計上値合計（E）」をベースとして、労務費（L）を算出することとします。
- ・事業費総額（E + L）に占める労務費（L）の割合をr [%]と見なすことから、次の等式が成り立ちます。

$$\frac{L}{E+L} = r [\%]$$

この等式からLを導くと、次の算式となります。

$$L = E \times \frac{r}{100-r}$$

- ・rの上限値である20%の場合には、 $L = E \times 0.25$ となります。これを図示すると、以下のとおりとなります。



4. 研究開発労務費率（r）について

採択内定時に算出していただく、研究開発労務費率（r）について説明します。

○計算式は、次のとおりです。（ただし、上限値を20%とします。）

$$r = \frac{\text{研究開発費に占める労務費} \times \text{補正率}}{\text{研究開発費}} \times 100\%$$

（小数点第2位を切り捨て。）

- 分母／分子の値は、以下の説明を基本として、申請者の経理部門にて集計できる値（直近年度の実績値）を労務費率計算書に記載して提出してください。
- 補正率は、申請者の研究開発労務費の集計に応じて、当機構で一定の調整を行うものです。

「研究開発費」：

企業会計審議会が平成10年3月31日に公表し、平成11年（1999年）4月1日以降適用されている、「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」に従うものとします。新会計基準によると、研究開発費は、「研究」と「開発」に区分され、次のように定義されています。

「**研究**とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究をいう。

「**開発**とは、新しい製品・サービス・生産方法についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化する事をいう。」

（基準一、定義1）

研究開発費とは、「新製品の計画・設計または既存製品の著しい改良等に発生する費用」をいいます。

例えば、製造現場で行われる改良研究であっても、それが明確なプロジェクトとして行われている場合には、開発の定義における「著しい改良」に該当します。一方、恒常的に行われている品質管理活動やクレーム処理のための活動は、研究開発には含まれません。

研究開発費は、発生時には将来の収益を獲得できるか否か不明であり、また、研究開発計画が進行し、将来の収益の獲得期待が高まったとしても、依然としてその獲得が確実であるとはいえません。そのため、研究開発費は発生時に費用として一括処理され、販売費・一般管理費の「一般管理費」として処理されているものです。

「研究開発費に占める労務費」：

当該法人において、助成事業の属する「組織上の会計単位」に直接費として集計された労務費をいいます。研究員の給料・賞与の他に、退職給付繰入額、法定福利費、福利厚生費等を含むものです。

なお、間接費に含まれる研究管理・企画等関係者の間接労務費は、一定の基準で直接費に配賦加算され、「その他経費」として集計されますが、ここでの労務費には含めません。

○算出の際の実績値としては、次の組織単位のデータを用います。

「本申請に係る、申請者自体の開発体制を包含する「組織上の会計単位」であって、本申請の労務費算出に係る代表性を有し、合理的と考えられるもの」

- ・ここでいう「組織上の会計単位」としては、例えば「中央研究所」「事業部の開発部門」が該当します。研究開発型ベンチャーの場合には「全社」となることも考えられます。
- ・必ず、本申請に係る開発体制を包含する単位のデータを用いてください。

○採択内定時に r を算出するため、「労務費率計算書（申請者の経理責任者の捺印要）」をご提出いただくこととなります。（本計算書の様式は、算出依頼時に提示します。）

○ r は、交付決定時に算出した数値を確定時にも用いることとし、確定時に再算出することはありません。

5. 新方式を用いないケース（例外）

- ・本事業における「の労務費」については、原則として r を用いて確定することとします。この場合、研究員の従事日誌の作成は不要です。
- ・ただし、労務費比率の算出が困難な場合等、当機構が例外と認める場合には、新方式を用いないこととし、従事日誌の作成が必要となります。
申請者において「研究開発費」や「研究開発に占める労務費」の抽出（算出）が困難である場合は、その理由や背景をお聞かせください。
- ・従事日誌を作成する場合であっても、労務費の事業費総額に占める割合の上限値は20%とします。また、従事日誌は、助成期間全体を通じて作成していただきます。
- ・申請者が、新方式か従来方式かを選択することはできません。

以上

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募の流れについて

e-Rad ポータルサイトにおいてシステム利用規約を確認の上、あらかじめ下記マニュアルをダウンロードして下さい。

○所属研究機関向けマニュアル(共通) (<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>)

○研究者用マニュアル(共通) (<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>)

1. e-Rad への所属研究機関の登録(所属研究機関(=申請者)が実施)

申請者で1名、事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請を併せて)郵送にて行います。郵送先は下記URLをご参照ください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、**2週間以上の余裕を持って登録手続きをして下さい。**

参照URL: <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/index.html>

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

2. 電子証明書のインポート(所属研究機関が実施)

システム運用担当から所属研究機関通知書(事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード)、電子証明書が届きます。作業用 PC に電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル: 所属研究機関用マニュアル 2.1

3. 研究者情報等の登録(所属研究機関が実施)

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者(設ける場合)、研究代表者(=成果管理責任者)を登録し、研究代表者用 ID (ログイン用IDと登録用IDがあります)、パスワードを取得します。

参照マニュアル: 所属研究機関用マニュアル 2.2, 2.3-4~6, 2.4-1~5, 2.5-1~11

4. 公募要領・申請様式の取得(研究代表者が実施)と申請書の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。(NEDOの公募WEBサイトからダウンロードが可能です。)

参照マニュアル: 研究者用マニュアル 2.1, 2.3-1~2

ダウンロードした公募要領と申請様式をもとに申請書類等を作成・準備します

5. 応募基本情報の入力と提出(研究代表者が実施)

e-Rad 上で応募基本情報を入力の上、申請書(様式1、別添資料1から3)をアップロードします。

さらに、応募者基本情報を全ページ印刷し、紙媒体で提出する申請書類とします。

参照マニュアル: 研究者用マニュアル 2.3-3~22

6. 申請の受理

NEDO にて e-Rad への申請ならびに提出物(提出書類一式及び電子ファイル)の提出を確認後、申請を受理します。